

那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例

平成4年4月1日

条例第15号

那覇市重度心身障害者医療費助成条例(昭和52年那覇市条例第33号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障がい者に対し、医療費等の一部を助成することにより保健の向上に寄与し、もって重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者手帳(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づくものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(身体障害者障害程度等級表。以下「等級表」という。)の1級又は2級に該当するもの

イ 療育手帳(沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第2条の規定に基づくものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者で、その知的障害の程度(同規程第5条に規定する知的障害の程度をいう。以下同じ。)が最重度(A1)又は重度(A2)に該当するもの

ウ 身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が等級表の3級及び知的障害の程度が中度(B1)に該当するもの

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の1級の支給対象児童で、かつ、療育手帳の交付を受けている者のうち、その知的障害の程度が中度(B1)に該当するもの

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金の1級を受給している者で、かつ、療育手帳の交付を受けている者のうち、その知的障害の程度が中度(B1)に該当するもの

(2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(3) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の対象となる療養に係る保険給付に要する費用をいう。

(4) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき費用をいう。

(5) 保険医療機関等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局

イ 指定訪問看護ステーション(健康保険法第88条第1項の指定訪問看護事業者又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項の指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。)

ウ その他市長が定める病院、診療所又は薬局

(対象者)

第3条 この条例により医療費等の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)

は、重度心身障がい者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録され、現に居住している者。ただし、本市の区域外から、本市の区域内の国民健康保険法第116条の2第1項第1号から第6号に規定する施設(以下「住所地特例対象施設」という。)に入所、入居又は入院(以下「入所等」という。)した者は除くものとする。

(2) 本市から、本市の区域外の住所地特例対象施設に入所等することにより、本市以外の市町村の住民基本台帳に記録された者

(3) 2以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている者については、最初に入所等をした住所地特例対象施設に入所等する直前に本市の住民基本台帳に記録されていた者

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)その他法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費等の全額支給を受けている者は、対象者としな

(助成の範囲)

第4条 この条例により助成する医療費等の範囲は、次に掲げる額から医療保険各法の規定による高額療養費、附加給付等及び高額介護合算療養費の額を控除した額とする。

(1) 医療費の一部負担金の額

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項の指定自立支援医療、同法第70条第1項の療養介護医療、同法第71条第1項の基準該当療養介護医療及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20の障害児施設医療に係る自己負担額

(受給資格の認定)

第5条 対象者が医療費等の助成を受けようとするときは、本人又は現に当該対象者を監護する者(以下「監護者」という。)は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第3条に規定する対象者と認めるときは、受給資格を認定し、当該申請者に対し規則で定めるところにより那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。

(受給者証の提示)

第6条 対象者が医療を受けようとするときは、保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(支給制限)

第7条 この条例による医療費等の助成の支給制限については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までの規定を準用する。

(助成の方法)

第8条 医療費等の助成は、第4条に規定する額を本人又は監護者に支払うことにより行うものとする。

2 前項の支払は、本人又は監護者の請求に基づき行うものとする。

3 本人又は監護者は、前項の請求を行うときは、対象者が医療の給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年を経過する月までに行わなければならない。

(届出の義務)

第9条 対象者がその資格を喪失したときその他第5条第1項の規定に基づく規則で定める申請事項に変更があったときは、本人又はその監護者は、規則で定めるところにより市長にその旨を速やかに届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、対象者の療養の事由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から医療費等に相当する損害賠償を受けたことが判明したときは、その額の限度において助成を行わず、又は既に助成した医療費等の額に相当する金額を返還させることができる。
(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費等の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。一部負担金の変更その他の理由により過払が生じたときも同様とする。
(権利の譲渡等の禁止)

第12条 この条例による助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に重度心身障害者とされている者は、第2条第1号の規定にかかわらず、重度心身障害者とする。

付 則(平成6年12月27日条例第37号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。
- 2 改正後の那覇市重度心身障害者医療費等助成条例第2条第3号及び第4条第2号の規定は、平成6年10月以後の月分の医療費等の助成について適用し、同月前の月分の医療費等の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成10年4月1日条例第10号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成10年8月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市重度心身障害者医療費等助成条例第8条の規定は、平成10年8月1日以後の医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

付 則(平成11年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月25日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成18年9月29日条例第48号)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成18年12月28日条例第57号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市重度心身障害者医療費等助成条例第2条第3号及び第4条第1号の規定にかかわらず、この条例の施行前に受けた医療に係る入院時食事療養費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月28日条例第15号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成21年9月30日条例第34号)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例により医療費等の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、改正後の那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例第3条第1項の規定にかかわらず、対象者とする。
- 3 那覇市子ども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 4 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成24年7月2日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において第3条の規定による改正前の那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例第3条第1項第3号の規定により現に医療費等の助成を受けることができる者については、第3条の規定による改正後の那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成25年2月5日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。